

障害のある子どもをふくめた全ての子どもの 発達が保障される教育の実現を求めます

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」

(文部科学省 2022年4月27日付通知)に対する見解

大阪の障害児教育にかかる6団体でつくる「大阪障害児教育運動連絡会」は、文部科学省が4月27日に発出した通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」に関する見解を9月22日にとりまとめて公表しました。

ぜひ多くの皆さんにお読みいただき、ご意見などを寄せいただきますようお願いいたします。

<大阪障害児教育運動連絡会 構成団体>

大阪府立障害児学校教職員組合

大阪教職員組合障害児教育部

大阪障害児・者を守る会

大阪の障害児教育をよくする会

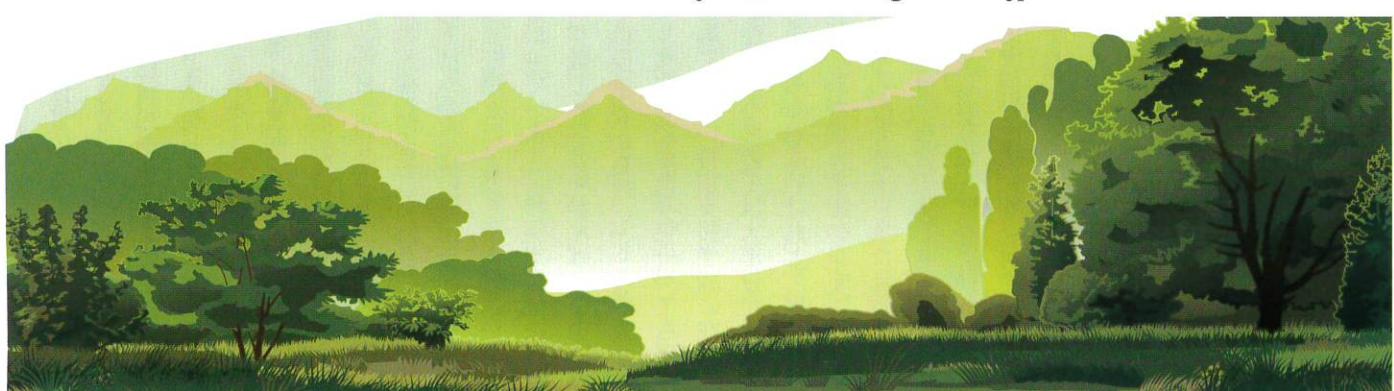
全国障害者問題研究会大阪支部

障害者(児)を守る全大阪連絡協議会

連絡先／〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11 大阪府教育会館704号

TEL (06)6765-8904 FAX (06)6765-8905

E-mail fushoukyou_1@mtb.biglobe.ne.jp



通知に関する私たちの見解

本年4月27日、文科省から「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（以下通知と表記）が都道府県教委、指定都市教委等に対し発出され、同内容が、大阪府教育庁から市町村教委に5月10日付で周知されました。これに伴い、各地で大混乱が起っています。

先生が減らされたり、居場所がなくなつたりすると困ります

通知では、特別支援学級に在籍する子どもたちの学習の場について、以下のことが示されています。

- ・令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査（※引用注 大阪府、大阪市が含まれる）において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続するような状況は、実質的には、通常の学級に在籍して通級による指導を受ける
- ・障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続する

通知では、特別支援学級に在籍する子どもたちの学習の場について、以下のことが示されています。

- ・令和3年度に一部の自治体を対象に実施した調査（※引用注 大阪府、大阪市が含まれる）において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において…指導を受けない事例があること。
- ・障害のある児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、交流及び共同学習として通常の学級で指導を受けることが継続する

大阪ではこれまで、「共に学び、共に育つ」教育を掲げ、障害のある子どもも通常学級で学ぶことを「原学級保障」として推し進められてきました。対してこの通知は、通常学級における交流及び共同教育への過度な傾倒を問題であると取り上げ、実質的に、大阪の方針の転換を迫る内容となっています。

この通知を受けて大阪市・堺市を含む府内の各教育委員会では、各学校や保護者に対し、特別支援学級在籍の変更や、学習内容の早急な変更を求める動きが出てきています。ある自治体では、特別支援学級での授業時数を示しながら次年度の在籍について確認する文書が、別の自治体では「新しい支援教育の方針」を示し、特別支援学級での学習の「同意」を求める文書が、保護者に配布されました。

通知は、冒頭で「一人一人の教育的ニーズの半分以上」の「目安」の明示では、一人ひとりの教育的ニーズに応じられない

級指導教室の全校設置をはじめ、通常学級をふくめた教育条件の改善を目指し取り組みを進めてきました。その中で、「共に学び、共に育つ」教育のもと、障害のある子どもが十分な支援を受けられないまま通常学級での学習を押しつけられることがあつてはならないと指摘し、特別支援学校・特別支援学級での発達に応じた教育の充実を求めてきました。

今回の通知は一見すると、大阪の「共に学び、共に育つ」教育の問題点を是正し、特別支援学級での子どもたちの実態にあわせた学習を促すように見えます。しかし実際は、この通知では障害児教育の充実にはつながらず、むしろ後退させるものと考えます。

学校からの突然の連絡や報道等の情報に触れ、各地で不安の声があがっています。ある保護者は「うちの子の場合は、特別支援学級でできないのか」「通級指導教室といつても、我が子が通う学校には設置されていない」と、先行きの不透明さへの不安を露わにします。

通知は、冒頭で「一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です」と示しておきながら、指導を可能とする条件整備が、どこにも示されていません。そ

ればかりかむしろ「最も的確に応える指導」いう文言には、支援の幅を広げるものではなく、個に応じるという名目で支援を効率化・限定化するようななきらいがあります。

私たち大阪障害児教育運動連絡会とその構成団体は、これまで一貫して障害のある子どもたちの発達を保障する教育の実現のため、特に支援学校・特別支援学級の充実、通

級指導教室の全校設置をはじめ、通常学級をふくめた教育条件の改善を目指し取り組みを進めてきました。その中で、「共に学び、共に育つ」教育の実現のための環境整備を図ることで基準を示すことは、子どもや保護者の

不安をあおり、障害のある子どもたちの成長・発達の場を奪うものとなりかねません。

通知による、障害児のための教育保障・合理的配慮にかかる経費削減を懸念

保護者への十分な説明が行われないこと
への強い憤り

不十分な特別支援教育の条件の中で、 大阪の特別支援学級が担ってきたもの

通知を受け、保護者に対する説明が十分に行われないまま、学びの場の「変更」が進められている状況が広がっています。中には教育委員会としての方針が定まらず、学校によつて説明が異なる地域もあり、不信感も広がっています。

こののような中で、「学びの場」の変更を意図すると思われる確認や同意の取り付けが進められることに、怒りの声が上がり付けています。

そもそも文科省は、これまで特別支援学級在籍の子どもたちの通常学級での「交流及び共同学習」を推奨してきました。05年の『特別支援教育を推進するための制度の在り方にについて』（中教審答申）や、昨年度の『新しい特別支援教育の在り方に関する有識者会議』、『障害のある子供の教育支援の手引』にも示されており、今回の通知はこれらとの矛盾が見られます。これが、混乱をより一層強める要因となっています。

教育の場の選択は、子どもやその保護者の納得と同意が原則です。しかし現状は、この原則がないがしろにされています。子どもや保護者が納得できるような十分な説明がないまま判断を迫られている状況に、私たちは強い憤りを感じています。

学校そのものが、子どもたちにとって過ごしやすい場所になつてない

大阪府内の特別支援学級に在籍する子どもは、特別支援教育が始まつた07年度と比べて21年度は3・53倍となりました。これは、

全国にも増して高い水準です。通知を出すにあたり、文科省は「在籍の割合が高い地域」への調査を根拠にしましたが、大阪をはじめ全国の在籍数の増加の背景には、特別支援学級の「適切な運用」や学びの場の「適切な判断」の問題にどどまらない、教育そのもののあり方の問題が含まれていると、私たちは考

えています。

ケーラダウンの場として特別支援学級を利用していた子どもは、「通常学級は、生徒がいっぱいいて先生は1人しかいないのに対応してもらえないわけないやん。先生も忙しいし」と学校の状況を語ります。先生が子どもたちと丁寧に関わるには、1学級の人数が多くて、日々の業務に多忙なことを子どもが察して遠慮するような状況です。またある保護者は、「通常学級では子どもたちがテストと競争によるストレスで、荒れや不登校、いじめなどが心配」と語り、学校そのものが子どもたちにとつて、過ごしやすい場所になつてないという現状を憂います。

今、学校は「全國学力状況調査」や大阪府が進める「チャレンジテスト」「すくすくウォッチ」などの競争と管理の強化により、いつています。特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの増加の背景にはこうした通常教育が抱える問題もあると考えます。

子どもや保護者に寄り添い励ます役割を担つてきた特別支援学級

生きづらい場所となつている学校において、特別支援学級とその担任の先生は、子どもや保護者の不安に寄り添い子どもの成長・発達への希望を申し示し、子どもたちが真に安心して学校生活を送るために大きな役割を果たしてきました。特に、大阪の小中学校では本人・保護者の意向を踏まえ可能な活動については通常の学級で行い、小集団が好まし

い活動や個に応じた学習については個別に特別支援学級で行うという方式も行われてきました。ある保護者は、「特別支援学級での授業には表れない、生活面・精神面で下支えしてきた特別支援学級」の役割を指摘しました。ある保護者は、「特別支援学級が担つてきた役割を正すことが大切です。そのためにも、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえたカリ

通知が示す「適切な運用」からは、大阪の特別支援学級が担つてきた役割を正当に評価し、支援・指導を限定してきたこれまでの方針を是正することが大切です。そのためにも、特別支援学級が担つてきた役割を正すことが大切です。そのためにも、常学級や特別支援学級、通級指導教室が子どもの学びの場としてふさわしい環境として整備され、特別支援学級での学習時間で「適切」

が広がる中で、生きづらさをかかえた我が子下で学校全体が連携して支援を開拓できるよ

うにすることこそ必要と考えます。



特別支援学級の大変な役割のひとつとなつて

います。

他方で、大阪府内では、「共生・共育」が掲げられる中で、本人や保護者が希望するに「国語」の教科のみに限定したり、子どもの学級の授業に参加させたりといった、生き

きとした主体的な学びが奪われてきた実態があります。中にはストレスのために「自傷」「他傷」や行き渋り・不登校などの二次障害を引き起こし、居場所を求めて支援学校に転校するというケースもあります。私たちはこのような行き過ぎた「共に学び・共に育つ」もや保護者の不安に寄り添い子どもの成長・教育を是正し、どの子も安心して学び、発達が保障される教育にえていくことも課題だと考えています。

一人ひとりの教育的ニーズに応え得る教育条件整備こそ急務

通知では、学びの場の変更にあたっての支援の方策として「通級指導教室」が示されています。しかし、実際は子どものニーズに応じられるような設置状況ではありません。府内にある小・中学校1434校に対して通級指導教室は約3割の456教室しかありません。各地の設置状況にもばらつきがあり、中には20校に1教室しか設置されていない地域もあります。また、依然として保護者の送迎を必要とする他校通級が中心で、1教室40人を超える子どもが利用する教室もある等、支援を受けるには大きな制約があります。

今後、13人定員へと整備されていく見通ですが、8人定員の特別支援学級の支援体制とは大きな格差があります。これでは、学ぶ権利の後退にもなりかねません。

保護者の相談や各方面との連携を担う、特別支援コーディネーターも専任配置ではありません。特別支援学級や通常学級の担任をしながらでは、「話を聞いてもらいたい。相談したい」という保護者の思いにいつでも応じられる状況ではありません。通常学級に在籍し望めば安心して利用できる自校通級の通級指導教室の全校設置や定数の改善、特別支援コーディネーターの専任化を亟ぐ必要があります。

子どもの発達を保障し、保護者を支える役割を担つている特別支援学級においても、決して十分な条件ではありません。特別支援学

級在籍数が3・53倍になる一方で、学級設

置は2・56倍に留められています（07年度比）。特別支援学級定数は30年前から改善されず8人のままで、重複障害のある子どもに

対しても加配等の措置もありません。また、中には1年から6年まで全ての学年の子どもに

が学ぶ学級もあります。特別支援学級の縮減が懸念されるような通知ではなく、在籍児童・生徒数の増加に実質的に見合った特別支援学級の増設と、学級定数を6人に引き下げるなど特別支援学級の教育条件改善をすすめる事こそが必要です。

私たちの願い

には20校に1教室しか設置されていない地域もあります。また、依然として保護者の送り迎えを必要とする他校通級が中心で、1教室40人を超える子どもが利用する教室もある等、支援を受けるには大きな制約があります。

今後、13人定員へと整備されていく見通ですが、8人定員の特別支援学級の支援体制とは大きな格差があります。これでは、学ぶ権利の後退にもなりかねません。

保護者の相談や各方面との連携を担う、特別支援コーディネーターも専任配置ではありません。特別支援学級や通常学級の担任をしながらでは、「話を聞いてもらいたい。相談したい」という保護者の思いにいつでも応じられる状況ではありません。通常学級に在籍し望めば安心して利用できる自校通級の通級指導教室の全校設置や定数の改善、特別支援コーディネーターの専任化を亟ぐ必要があります。

子どもの発達を保障し、保護者を支える役割を担つている特別支援学級においても、決して十分な条件ではありません。特別支援学

・地域に密着した小規模・適正な特別支援学校の新設

・特別支援学級の定数改善（当面6人に）と増設

・通級指導教室の全校設置と定数改善、指導・支援体制の充実

・特別支援コーディネーターの専任配置

・中学校も含めた義務教育全学年35人学級の実現など通常学級の定数改善

・通常学級での合理的配慮を可能とする人

的・物的・技術的な諸条件の整備

・看護師・介助員・相談員等、障害のある子どもの支援を充実するための人的配置

など、教育条件の改善を強く求めます。そしてその改善が、保護者や子どもの思いを十分に聞き取つて進められることを原則とするよう求めます。

このほど国連障害者権利委員会は、「総括の特別支援学級担任が担つてきた重要な役割についても触れることなく、「特別支援学級」を扱り所にしてきた保護者の思いを汲む内容は、一切示されていません。それにもかかわらず、通知が特別支援学級での授業時数を根拠に「学びの場の変更」を求めるることは極めて不適切です。保護者の願いや子どもの状況、地域の実情を踏まえずに、紋切り型に切り捨てるようなことは、どうてい認められません。

私たちには、障害のある子どもたちの発達を保障する教育を求めます。そのためにも、

・インクルーシブ教育の実現です。単に学ぶ場と一緒にしたことでインクルーシブが実現したとは到底言えません。現在の、多くの子どもたちが居場所を失い、学ぶ意欲をそがれ、生き生きと活動できない競争・管理主義教育を実現できます。それは私たちが求めています。それは私たちが求めた通りの是正をもとめ、貧しい教育条件のまま、教育関係者・市民の共同の力で実を結んでいくものであると考えます。

・私たちには、競争・管理に傾倒する教育のあり方は是正をもとめ、貧しい教育条件のまま、教育関係者・市民の共同の力で実を結んでいくものであると考えます。

・「通常学級か特別支援学級か」「地域の学校か支援学校か」という二者択一を迫るのではなく、一人ひとりの障害や発達の状態、教育のニーズに応じる事が可能な基礎的な条件整備を進めることを求めています。

・大阪の障害児教育における教育条件整備と、子どもの実態に応じた障害児教育の充実の上で、障害のある子どもをふくめた全ての子どもの発達が保障される教育を実現するため、通知の即時撤回を求めます。

